

放課後児童クラブの質の確保を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。近年、女性の就労拡大等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、ニーズはますます高まっている。こうした中、国においては、児童を見守る職員等の体制や必要な設備等を確保する観点から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を策定し、利用児童は明るく衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員（以下「放課後児童支援員等」）の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障している。

一方で、放課後児童支援員等の人材不足の深刻化により放課後児童クラブの運営に支障が生じているとして、全国知事会等は地域の実情を十分に踏まえ、当該基準の「従うべき基準」を「参酌すべき基準」にするなどの抜本の見直しを求めていたところである。

これを受け国は、本年3月8日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、現行基準の内容を「参酌すべき基準」とすることとし、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の保護の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしたところである。

放課後児童クラブにおいては、適切な訓練を受けた放課後児童支援員等が子どもの命を預かり人格形成に重要な時期に適切な対応ができる、質の高い保育を目指す必要がある。

については、地域の実情に応じて事業の趣旨が履行できる体制を構築すべきであり、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保し、その健全な育成を図るため、引き続き、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 今後とも放課後児童クラブの需要増加が見込まれることから、子どもの命を預かり人格形成に重要な時期に適切な対応ができる質の高い保育人材の確保が地域で円滑に進むよう、適切な措置を講ずること。
- 2 放課後児童支援員等の安定的な確保のため、給与等のさらなる処遇の改善に必要な地方自治体への財政支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月5日

鹿児島県霧島市議会議長 下深迫 孝二

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
内閣府特命担当大臣（少子化対策）殿
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）殿
内閣府特命担当大臣（地方創生）殿